

平成28年分から適用される主な改正事項

1 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直し

平成28年1月1日以後、株式等に係る譲渡所得等については、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」と「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に改組され、原則として、これら相互の通算等ができないこととされています。また、公社債等については、次のとおり課税することとされています。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

特定公社債^(注1)、公募公社債投資信託等（以下「特定公社債等」といいます。）の売却・償還等をした場合におけるその特定公社債等の譲渡所得等については、20%（所得税15%^(注2)、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされています。

(2) 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託等（以下「一般公社債等」といいます。）の売却・償還等をした場合におけるその一般公社債等の譲渡所得等については、20%（所得税15%^(注2)、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされています。

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

2 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の改正

(1) 上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等が追加され、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）及び譲渡所得等との損益通算が可能となっています。

(2) 平成28年1月1日以後に特定公社債等の売却・償還等により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしてもなお控除しきれない金額については、一定の手続により、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）及び譲渡所得等からの繰越控除が可能となっています。

○ 公社債等の譲渡に係る課税方式の改正の概要

【平成27年12月31日以前】			【平成28年1月1日以後】				
		課 税 方 式			課 税 方 式 (譲 渡 所 得 区 分)	損益通算・特 定 口 座 繰越控除 ^(注)	での取扱い
公 社 債		非 課 税	特 定 公 社 債		申 告 分 離 課 税 (上場株式等に係る譲渡所得等)	○	○
証 券 投 資 信 託	公 社 債 投 資 信 託	非 課 税	特 定 公 社 債 以 外 の 公 社 債		申 告 分 離 課 税 (一般株式等に係る譲渡所得等)	×	×
	株 式 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (株式等に係る譲渡所得等)	証 券 投 資 信 託	公 募 公 社 債 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (上場株式等に係る譲渡所得等)	○	○
以 外 の 証 券 投 資 信 託	公 社 債 等 運 用 投 資 信 託	非 課 税		私 募 公 社 債 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (一般株式等に係る譲渡所得等)	×	×
	公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (株式等に係る譲渡所得等)		公 募 株 式 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (上場株式等に係る譲渡所得等)	○	○
特 定 目 的 信 託	社 債 的 受 益 権	非 課 税		私 募 株 式 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (一般株式等に係る譲渡所得等)	×	×
			以 外 の 証 券 投 資 信 託	公 募 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (上場株式等に係る譲渡所得等)	○	○
				私 募 投 資 信 託	申 告 分 離 課 税 (一般株式等に係る譲渡所得等)	×	×
			特 定 目 的 信 託	公 募 社 債 的 受 益 権	申 告 分 離 課 税 (上場株式等に係る譲渡所得等)	○	○
				私 募 社 債 的 受 益 権	申 告 分 離 課 税 (一般株式等に係る譲渡所得等)	×	×

(注) 特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能